

一定規模以上の土地の形質の変更を行うときに必要な手続きについて

土地の形質変更を行う場合は、土壤汚染対策法及び愛知県条例（県民の生活環境の保全等に関する条例）に基づき、それぞれの届出・報告が必要です。

＜法と条例における土地の形質の変更に関する届出等の比較＞

	法第4条第1項	愛知県条例第39条の2第1項
内容	土地の形質の変更に関する届出	地歴調査結果の報告
義務者	土地の形質の変更をしようとする者 土地の形質変更の施行に関する計画の内容を決定する者 ・土地の所有者と開発業者等の関係では、主に開発事業者等が該当 ・工事の請負の発注者と受注者の関係では、計画の内容を決定する者が該当	
対象となる土地の形質変更の規模	土地の形質の変更の部分の面積が次の①又は②の面積以上 ①有害物質使用特定施設が設置されている事業場等の敷地：900平方メートル ②それ以外の土地：3,000平方メートル ＜注意事項＞ ・形質変更の内容が盛土のみである場合には届出・報告は不要 （一部でも掘削を伴う場合は、全体が届出・報告の対象となる） ・対象となる土地の形質変更を行う場合は、法・愛知県条例の両方の手続きが必要	
期限	着手する日の30日前までに届出	着手する日までに報告
必要書類	・一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6） ・土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図 ※盛土部分と掘削部分を区別して表示すること ・登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（届出者と土地の所有者が同一の場合は不要） ＜必要に応じて添付＞ ・土地の形質の変更をしようとする場所の位置図 ・土地の形質の変更の範囲（盛土・掘削の範囲がわかるもの）の地番がわかるもの	・過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書（様式第32） ・地歴調査結果 1 土地の利用の履歴 （1）地図（住宅地図、地形図等） （2）航空写真 （3）土地の登記事項証明書、公図 （4）その他の情報 2 1により特定有害物質等取扱事業所の設置のおそれが判明した場合は、別途追加調査資料の添付が必要
届出・報告後の規定	市長は、土壤汚染のおそれがあるときは、土地所有者等に対し調査・報告を命ずることができる。	市長は、土壤・地下水汚染のおそれがあるときは、土地所有者等に対し調査・報告を求めることができる。
届出・報告が不要な行為	1 次のいずれにも該当しない行為 イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。 ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。 ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。 2 農業を営むために通常行われる行為であって、1のイに該当しないもの 3 林業の用に供する作業路網の整備であって、1のイに該当しないもの 4 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更 5 基準不適合土壤が存在するおそれがない又は土地の土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものと認められるものとして市長が指定した土地において行われる土地の形質の変更	